

役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 大和福社会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(適用範囲)

第1条 定款第九条及び第二三条の規定により、役員及び評議員の報酬については本規程の定めるところによる。

(報酬の締切)

第2条 報酬の締切期間は、前月16日から当月15日までとする。

(報酬算定の根拠)

第3条 役員、特に理事長においては、法人の代表者として出勤し、職務を果たすことが求められる。その際の勤務の実態に即して報酬を支払うものとする。

(報酬の対象となる業務内容)

第4条 第3条の報酬を支払うべき業務内容について以下に定める。

- (1) 日常の軽易な業務を専決する。
- (2) 契約を行う、又は契約について委任する。
- (3) 法人の代表者として外部との交渉にあたる。
- (4) 職員の任免を行う。
- (5) 理事会の決議に基づき、評議員会を招集する。
- (6) 理事会を招集する。
- (7) 緊急時の対応について指示する。

(常勤役員の報酬)

第5条 常勤の役員には、以下のとおり報酬を支給する。

- (1) 出勤に際しては常勤であることが確認できるようタイムカードの打刻を求める。
- (2) 報酬は月次報酬及び賞与とする。
- (3) 月次報酬の額は別表1に定めるとおりとする。
- (4) 賞与の額は1年度において月次報酬の額の4.5か月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める。
- (5) 月次報酬には施設までの交通費を含むものとする。
- (6) 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に参加できるものとする。

(非常勤役員の報酬)

第6条 非常勤の役員には、以下のとおり報酬を支給する。

- (1) 出勤に際しては拘束時間が確認できるようタイムカードの打刻を求める。
- (2) 前項のタイムカードの打刻により、勤務時間を計算する。その際、1時間未満は切り捨てる。
- (3) 前項の勤務時間1時間あたり3,000円の報酬を支払う。ただし、1日あたり8時間を上限とする。
- (4) 報酬には施設までの交通費を含むものとする。

(報酬の支払日)

第7条 第5条及び第6条の報酬は前月16日から当月15日までの出勤分について毎月25日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関が休業日の場合にはその前日とする。

(報酬の支払方法)

第8条 報酬は通貨で直接役員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるものはこれを控除して支給する。

なお、役員の同意を得た場合には、当該役員の指定する銀行等の当該役員の預金口座等への振込によることができる。

(理事会及び評議員会出席の報酬)

第9条 役員又は評議員が理事会、評議員会又はその両方に出席の際は報酬として1日あたり3,000円を支払う。報酬には施設までの交通費を含むものとする。ただし、第5条及び第6条の報酬の支払い対象となっている役員については対象外とする。

(監査の報酬)

第10条 監事監査の際には、監事に対し報酬として1日あたり5,000円を支払う。報酬には施設までの交通費を含むものとする。

(研修参加の報酬及び交通費)

第11条 理事長の依頼により役員が研修に参加した際は、実費相当額の交通費と拘束時間4時間未満の場合5,000円、拘束時間4時間以上の場合10,000円の報酬を支払う。

(報酬の支払方法)

第12条 第9条、第10条、第11条の報酬及び交通費は、任務終了後に通貨で直接役員又は評議員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるものはこれを控除して支給する。

附則 この規程は、平成29年5月31日から施行する。

別表1

区分	月次報酬の額
常勤役員	300,000円